

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		優良住宅の認定（個人・長期）
根拠法令及び条項		租税特別措置法第31条の2第2項第15号二
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審 査 基 準	関係条項	租税特別措置法施行例第20条の2第21項 昭和54年3月31日建設省告示第768号 新座市土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例 制度に係る優良住宅認定事務施行規則
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	昭和56年3月30日設定（平成21年4月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）